

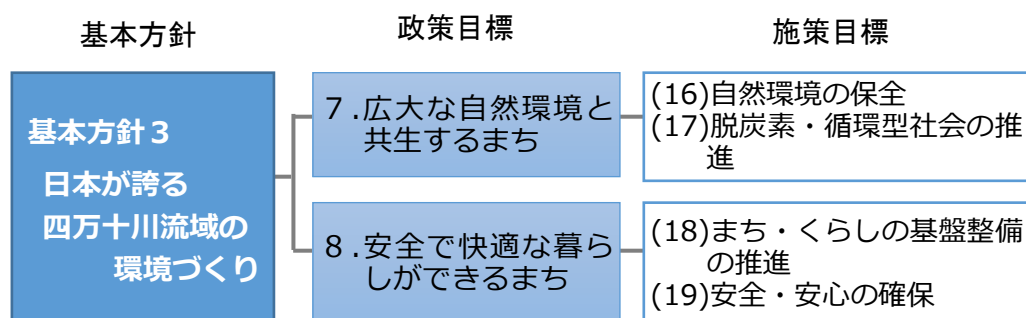
基本方針3 日本が誇る四万十川流域の環境づくり

～自然と共生する持続的循環型のまちづくり～

きれいな水や豊かな緑に恵まれた自然環境を守り育てるとともに、道路、生活環境などの基盤が整備された便利で快適なまちづくりを推進します。

暮らしの不安要因を減らし、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

【施策体系】



四万十町井崎・広瀬

策目標 7. 広大な自然環境と共生するまち

施策目標(16) 自然環境の保全



【現況・課題】

＜自然環境・自然景観＞

本町は、四万十川とその流域の豊かな自然に支えられ、農林業を基幹産業とし、自然を守り生かして暮らす文化を受け継いできています。

このような四万十川の良好な文化的景観を守り、育てていくためには、それを支える自然と共生した暮らしや生業を継承していく取り組みの支援が必要です。

そのため、景観の保護を目的とした四万十川条例・四万十町景観条例を制定して対策を行い、あわせて不法投棄防止対策に取り組んでいます。

また、本町は希少野生動植物種*が多数生息・自生しており、これらを守るために、自然のままの姿を多くとどめられるような取り組みが必要となっています。

＜河川環境＞

日本の川の名残が残された日本最後の清流と言われる四万十川の水質を保全するため、合併処理浄化槽の推進、浅水代かき*の推進、止水板*の配付等による濁水防止の啓発活動、四万十川一斉清掃による美化活動など河川環境の保全に努めています。

四万十川の濁水や水質悪化の原因と言われている、生活雑排水、公共工事等による濁水、農業濁水、畜産排水など、住民や事業者等に濁水を流出させない取り組みの啓発も必要となっています。

また、四万十川の本支流ではアユの火振り漁*や友掛け*が行われ、四万十川は観光客や釣り客等を対象とした重要な観光資源にも位置付けられています。

しかし、水量の減少や濁水、河床の瀬やふちの劣化、外来魚の影響など河川環境の変化などの様々な要因により、四万十川でのアユの漁獲高は 1990 年代半ばまで概ね 600 トン以上あり、多い年には 1,000 トンを超えていたのが、2004 年からはほぼ 40 トン以下で推移するようになり、近年では 20 トンに満たない年もみられるほどに減少し、釣り客の減少にもつながっています。

そのため、四万十川の資源調査などの結果を基に、原因究明と課題解決に向けた取り組みを進めることが必要となっています。

【方 針】

- ◆ 地域への愛着心と誇りを持って自然景観の価値を伝えられる人、守り生かせる人を育て、自然を保全することにより清流四万十川にふさわしい自然景観のまちを目指します。

【指 標】

項目	現況値 (R2)	目標値 (R8)
四万十川一斉清掃参加者数	※R2 はコロナ禍のため中止 (R1) 1,240 人	延べ 2,000 人
四万十川での遊漁券販売数（上流淡水漁業協同組合取扱分）	297 人	350 人
合併処理浄化槽人口普及率	54.78%	65.3%

【施 策】

○自然環境・自然景観の保全

四万十川を中心とした河川、里地、里山等の自然景観を後世に引き継ぐため、関係機関との連携により、流域における計画的な森林施業や農業排水対策等による適切な自然環境の保全に努めます。また、河川の水質汚濁を未然に防止するため、水質調査や監視体制の充実を図ります。

○生物多様性*の保全

四万十川流域の希少な動植物の状況を把握し、必要な対策や情報の発信による啓発を行うなど、生物多様性の保全保護に取り組みます。

○環境教育・環境学習の充実

身近な自然と触れ合うことによって自然環境への理解が深まるよう、環境学習の充実を図り、川や地域への愛着と誇りを育み高めます。また、環境問題に取り組む団体等の情報共有を図り、自主的な環境保全活動を促進します。

○環境美化活動の推進

地域住民や環境保全の各種団体等の協力のもと、地域が一体となった海・川・水路など水辺の清掃や除草などの環境美化活動を普及啓発し、清潔で快適なまちづくりを進めます。

○生活排水の適正処理

生活排水による河川環境への負荷軽減のため、公共下水道、農業集落排水施設の接続率の向上を図り、施設の適正管理を行うとともに、合併処理浄化槽の普及啓発を推進します。

○不法投棄の防止

不法投棄の現状把握に努め、不法投棄防止に対する啓発や巡回監視体制を充実するなど、不法投棄対策に取り組みます。

【主な個別計画】

- 四万十町環境基本計画
- 四万十町四万十川保全活用基本計画



向弘瀬沈下橋（四万十町弘瀬）

施策目標(17) 脱炭素・循環型社会の推進



【現況・課題】

＜再生可能エネルギー＞

地球温暖化対策事業の実施により、太陽光発電機等のハード面は順調に推進し、一定のCO₂削減目標を達成しています。

小水力発電の利活用については、有力な候補地が見つかっていない状況です。

木質バイオマス*の利用促進については、町内外の需要地に対し燃料製造や原木の流通販売を推進し、地域資源循環モデルの構築を目指しています。

本町の豊かな自然環境を保全するため、自然を活用した再生可能エネルギーの利活用、地産地消のまちづくりのさらなる推進が求められています。

＜自然循環型生活＞

ごみの減量化、資源ごみのリサイクル率は低く、更なる啓発が必要です。

本町では、自然循環型生活を推進するため、小中高生を対象に環境学習を普及していますが、今後は子どもたちだけでなく、事業所等や大人を対象にした普及啓発も必要となっています。

そのため、環境に対する意識を高め、町民と行政が一体となっておごみの減量化や再資源化を進め、環境にやさしいまちづくりを推進していくことが求められています。

【方 針】

- ◆ 町民一人ひとりが環境に対する意識をさらに高め、町民と行政が一体となって再生可能エネルギーの活用や環境保全活動に取り組むことにより、環境にやさしいまちを目指します。

【指 標】

項目	現況値 (R2)	目標値 (R8)
町の業務による温室効果ガス*排出量	3,722 t -CO ₂ (令和元年度)	3,461 t -CO ₂
町民と行政が共に取り組む環境美化活動（清掃）の実施回数	5 回	7 回
町民 1 人 1 日当たりのごみの排出量	916 g	824 g

【施 策】

○地球温暖化防止の推進

町全域から排出する温室効果ガスの排出量を把握するとともに、温室効果ガスの排出抑制に向けて、様々な場面での環境学習等を通じて、誰もがすぐに実践できる取り組みについて広く周知・啓発を図り、それを実践・継続できる環境を整えます。

○木質バイオマス利用の推進

再生可能エネルギーの普及を目指し、町の豊富な森林資源を活用した木質バイオマスの有効活用を図るため、町内外の需要地に対し燃料製造や原木の流通販売を推進し、地域資源循環モデルの構築を目指します。

○再生可能エネルギーの地産地消の推進

太陽光発電や木質バイオマス等の町内で算出される再生可能エネルギーを増やしながら、地域に必要なエネルギーを地域のエネルギー資源で賄う地産地消を目指します。

○ごみの減量化・資源循環の推進

廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）という３Ｒ（スリーアール）の取り組みを普及啓発するため、町の広報誌やホームページ等での積極的な情報提供に努め、必要に応じて研修会を開催するなど、町民・事業者との協働による、ごみの減量化・資源化への意識の高揚を図ります。

また、家庭や事業所における食品ロス削減のための普及啓発活動に取り組みます。

○処理施設の適正管理

廃棄物処理施設である焼却施設、リサイクルプラザ、浸出水処理施設*、埋立貯留施設*、污泥再生処理施設*は適正な維持管理に努めます。

○公共施設の脱炭素化の推進

環境負荷の低減に配慮した断熱・通風・採光等の性能の高い設計、高効率設備の導入、太陽光発電システムや木質バイオマスエネルギーの利用、照明機器のLED化等の導入を検討し、公共施設の脱炭素化を目指します。

【主な個別計画】

- 四万十町環境基本計画
- 四万十町一般廃棄物処理基本計画
- 第３次四万十町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）



太陽光発電（きらら大正）



食品ロス削減啓発活動（町内保育所）

政策目標 8. 安全で快適な暮らしができるまち

施策目標(18) まち・くらしの基盤整備の推進



【現況・課題】

＜道路・交通基盤＞

国道は 3 路線、延長は 89.4Km でほぼ改良済ですが、未改良路線である 439 号の改良率は 27.1%です。県道は主要県道 5 路線、延長は 45.3Km、改良率は 74.6%、一般県道 11 路線、延長は 97.7Km、改良率は 43.6%となっています。

町道は 918 路線、延長は 652.9km ですが、改良済延長は 264.2km (40.5%) と低くなっています。

また、橋りょうは 620 橋ありますが、老朽化による対策が必要です。

本町では、生活交通体系を確立するため、既存バス路線の再編等を実施してきましたが、人口減少や集落の点在により、輸送サービスの非効率化が顕著となっています。

人口減少社会の到来や地球環境問題などへの対応を図るため、全国的に公共交通の維持・再生に向けた取り組みを強化するニーズが高まっていますが、自宅からバス停までも移動できない高齢者が増加しており、再編に向けたきめ細かな対応が求められています。

＜情報・通信網＞

本町では、緊急時の情報提供手段として、ケーブルネットワークと音声告知設備を整備しています。

また、ケーブルテレビやインターネット、携帯電話エリアメール等の活用を図るとともに、消防署や消防団の円滑な連携のため、デジタル簡易無線を整備しています。

携帯電話の不感地域を解消し情報格差を是正することにより、災害時や緊急時の無線通信による連絡手段を確保するとともに、A I（人工知能）・I C T（情報通信技術）等先進技術を活用し、町民の利便性の高いサービスの提供、情報格差の解消及び更なる高速情報通信基盤整備を目指します。

＜住環境＞

本町では、これまで誰もが安全・安心な快適で住みよい環境を整備するため、ニーズに合った住宅の建設や公営住宅の耐震化及び長寿命化を推進しています。

しかし、近い将来発生が予想される南海トラフ地震に備えて、住宅の耐震化や空き家対策が大きな課題となっています。

＜公園＞

公園や緑地は、住民の憩いの場として機能していますが、公園施設の適正な維持管理が課題であり、また、ライフスタイルの多様化等により公園に求められる機能も変化しています。

＜上下水道＞

本町では、安全で安定した水を供給するため、未普及解消事業、耐震対策・老朽化対策の建設改良事業を推進しています。

一方、水道事業の経営面では、上水道事業と簡易水道事業を経営統合し、今後将来にわたって安定的に事業を継続していくための経営戦略の策定や人材育成、経営健全化に向けた取り組みが課題となっています。

【方 針】

- ◆ より多くの町民にとって、利用しやすい生活基盤、便利な公共交通の実現、安心して住むことができる住環境や公園、上下水道等の生活基盤を、効率的かつ効果的に整備することにより、快適に住み続けられるまちを目指します。
- ◆ 情報伝達環境を整備し、適切な維持管理に努めることにより利便性と安全性が高い情報を提供するまちを目指します。

【指 標】

項目	現況値 (R2)	目標値 (R8)
町道の改良済延長	264 k m	274 k m
ケーブルテレビ加入率	90.1%	95.0%
携帯電話不感地域の世帯数	27 世帯	0 世帯
耐震基準を満たしていない町営住宅数	166 戸	106 戸
水道有収率*	65.50%	82.00%
水道の未普及世帯数	79 世帯	40 世帯



若井大橋



町道宮ノ越線

【施 策】

○道路整備の推進

地域間交流促進のため幹線道路の整備を計画的に進め、生活拠点を結ぶネットワークの構築に努めるとともに、生活道路の整備を図り、安全・安心な道路空間の確保に努めます。また、国・県道については、未改良区間と危険箇所の早期整備を関係機関に働きかけます。

○橋りょう等道路構造物の予防保全対策

定期点検結果の健全性判定により、路線の交通量や重要度に基づく計画的な補修を実施し予防保全に努めます。

○総合的な公共交通網の確立

他の公共交通事情や利用状況に応じた路線バス網に再編し、公共交通サービスが届き難い地域においては、交通弱者の生活に必要なコミュニティバスを運行するとともに、タクシー等とも連携した総合的な公共交通網の整備に努めます。また、既存の輸送サービスが確保できない場合には、自家有償旅客運送制度*を活用した住民サービスの導入について検討します。

○情報通信網の整備

観光振興や防災対策の強化のため、公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備を進めるとともに、携帯電話不感地域の解消等、地域間の情報格差の是正に取り組みます。また、町内全域に整備しているケーブルシステムや音声告知設備の適正な維持管理に努めます。

○住民ニーズに合った住宅施策の推進

誰もが安心して快適に住み続けることができるよう、住生活基本計画に基づき、多様な生活スタイルに合わせた住宅施策を推進します。

○町営住宅の供給

老朽化等で耐震基準を満たしていない町営住宅の計画的な建替えを行い、特に高齢者に配慮した適切な居住水準を備えた町営住宅の供給を推進します。また、長寿命化を考慮し外壁の塗替え及び老朽化した設備の改修に努めます。

○公園等の適正管理

公園施設の機能保全と利用者の安全を確保するため、計画的な更新や補修に努めます。また、施設や設備のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、利用者ニーズを踏まえた人にやさしい施設緑地の整備を図ります。

○地籍調査の推進

土地の適正かつ有効な利用を図るため、民間活力の導入など調査体制の充実を進めながら地籍調査を計画的に推進し、早期完了に努めます。

○水道水の安定供給

水源施設、浄水施設及び配水施設の計画的かつ効率的な維持管理に努め、安全で安定した水道水の供給を図ります。

○水道事業経営の健全化

経営基盤の強化と給水サービス向上のため、施設の維持管理業務等の民間委託を進めるとともに、水道事業の統合や計画的な維持管理費の軽減等により水道事業経営の健全化に努めます。

【主な個別計画】

- 四万十町住生活基本計画
- 四万十町地域公共交通計画
- 四万十町公営住宅等長寿命化計画
- 四万十町橋梁長寿命化修繕計画
- 四万十町景観計画



四万十緑林公園



大井川 町営住宅

施策目標(19) 安全・安心の確保



【現況・課題】

＜防災・防火対策＞

本町は県下でも降雨量が多い地域であり、河川の氾濫やがけ崩れ等の災害も発生しています。

また、近い将来発生が予想される南海トラフ地震に備え、道の駅あぐり窪川が防災道の駅に指定されるとともに、四万十緑林公園が県総合防災拠点となっていることから、地震や津波、火災等の災害の複合化に対応する施設整備の充実を図っています。

本町では、防災教育や自助対策などの災害予防や自主防災組織の体制の強化・充実に取り組んでいます。今までに経験したことのない大規模災害に備えたハード・ソフト両面の整備が急務であり、豪雨・地震対策等、様々な災害に対応できる防災体制の強化・充実、防災施設の整備等を図っていく必要があります。

＜災害時の医療体制＞

本町では、南海トラフ地震等に備え、四万十町地域防災計画に基づいた災害時の医療体制について、関係機関の協力のもと検討を進めています。

引き続き、医療救護所での活動及び医療機関の協力による医療救護体制づくりや医療薬品等の備蓄など必要物資の確保、災害時の広域連携・相互支援体制の整備・拡充が必要です。

＜交通安全・防犯対策＞

住民生活の安全・安心に資するため、交通安全・防犯対策など、地域の実情にあった取り組みを実施していますが、今後も地域住民が安心して暮らせる地域社会の形成に取り組む必要があります。

【方 針】

- ◆ 地震・津波対策や消防対策、自主防災組織の育成を総合的に進めることにより、住民の生命と財産が守られるまちを目指します。
- ◆ 四万十町地域防災計画に基づいた災害時の医療救護体制の整備を進めることにより、いざという時にも必要な医療が受けられるまちを目指します。
- ◆ 地域ぐるみの交通安全・防犯対策を進めることにより、事故や犯罪の発生しない安全・安心なまちを目指します。

【指 標】

項目	現況値 (R2)	目標値 (R8)
住宅の耐震化率	42.7%	49.0%
定期的に防災訓練を実施している自主防災組織の割合	90.8%	100%

【施 策】

○防災行政の推進

防災行政の基礎となる地域防災計画の点検、見直しを随時行い、総合的な防災行政の推進に努めます。

また、自治会や自主防災組織等に対する広報や防災訓練の実施により、防災知識の向上や意識の啓発を進め、自主防災組織を中心に地域全体で災害対応を行えるよう体制整備に努めます。

○地震・津波対策の強化

南海トラフ地震による被害を最小限に抑えるため、津波避難施設整備と維持管理を行い、応急期に必要な各種機能や災害対策本部機能の強化を図ります。

また、個人住宅やブロック塀の耐震化、老朽住宅の除却等を積極的に行い、災害発生時に緊急輸送道路や避難経路の機能を損なわないよう努めるとともに、避難所の耐震化や運営マニュアルの作成等、住民自らが行う自助・共助対策を総合的に推進していきます。

○治山・治水事業の推進

豪雨等による土砂災害や水害に備え、危険個所の調査に基づく対策を推進します。特に中心市街地の浸水被害対策については、関係機関と連携して計画的に取り組みます。

○災害時の支援策・広域連携体制の整備

災害発生時の対応を円滑に行うため、応急期の機能配置計画に基づく機能の配置と整備を行うとともに、防災倉庫や各避難所等にこれまで整備してきた備蓄物資・資機材に加え、新型コロナウイルス等の感染症対策用の資機材等の整備を行います。また、外部機関や事業者との応援協定の締結など、広域連携体制・相互応援体制の強化に努めます。

○災害時要配慮者対策の強化

災害発生時に特に配慮を要する者に対し、災害情報の伝達体制を整え、円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えます。

○消防・防災体制の充実

消火栓・防火水槽、消防ポンプ車両等、消防防災施設の計画的な整備を行い、消防体制・活動の充実・強化を図ります。

○救急援助体制の充実

町内外の医療機関と連携し、救急救助の拠点を整備するとともに、孤立地域に対応する緊急用ヘリポートの整備を推進するなど救急救助体制の充実を図ります。

○防犯・交通安全対策の強化

交通事故や犯罪の防止に関する意識の高揚を図るとともに、交通事故や犯罪を未然に防止するため、地域や関係機関とも協力・連携し、町民総ぐるみの運動として取り組みます。

○消費者行政の推進

関係機関と組織している消費者行政推進連絡協議会において、相互の情報交換及び連携を図り、啓発グッズの配布、出前授業など消費トラブルの発生抑止に努めるとともに、トラブル発生時に相談できる一次的な窓口を設置し、関係機関と連携して解決を支援できるよう取り組みます。

【主な個別計画】

- 四万十町地域防災計画
- 四万十町国土強靱化地域計画
- 四万十町災害時要配慮者避難支援計画



避難所における感染症対策訓練

行財政運営の方針

～目指すまちの将来像の実現に向けて～

基本方針として掲げた目指すまちの将来像の実現に向けて、総合振興計画を着実に推進していくための行財政運営の方針を2つの視点からまとめ、各分野の施策の展開にあたっては、この方針を踏まえたまちづくりを推進します。

(1) 協働によるまちづくりの推進



【現況・課題】

長期的な経済の低迷や人口減少、少子高齢化の進展など社会情勢が変化する中、町民ニーズやライフスタイル、価値観などが多様化、複雑化しており、町民のみ、行政だけでは対応できない課題が生じています。

そのため、町民と行政が協力・連携していくことが求められており、町民、町職員ともに自治意識の醸成が必要となっています。

2011（平成23）年4月、町民主体の協働によるまちづくりを推進するために「四万十町まちづくり基本条例」が施行されました。

町内では、自治会やNPO法人、ボランティアなどによる町民活動が行われています。

これらの団体は、それぞれが抱える課題や目標のもとに活動していますが、さらに、その能力や経験を生かすための支援を行うとともに、団体間や町民と行政とが相互交流し、意見交換を行う場を創出するなど、協働のまちづくりのための環境整備が必要です。

本町では、町民と行政との情報共有を推進するため、広報紙やホームページ、情報公開制度や行政出前講座の実施などによる情報提供を行っています。

協働のまちづくりには、多様な主体との情報共有による信頼関係の構築が重要であるため、情報基盤を整備し、必要な情報を容易に活用できることが求められています。

広大な町域を有する本町では、多様な地域の個性を生かしたまちづくりを進めています。

地域主権が進展する中、今後もより広い分野において、画一的な行政運営ではなく、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりが求められています。

そのためには、多くの町民の参画が不可欠であることから、町民が主体的にまちづくりへ参画できるよう、多様な参画方法を設け、開かれた行政運営に努める必要があります。

【方 針】

- ◆ 四万十町まちづくり基本条例に基づき、町民と行政が目的を共有し、お互いの責任のものと役割を分担しながら町民主体の協働によるまちづくりを推進します。

【施 策】

○自治意識の醸成

まちづくり基本条例に定める基本理念を啓発し、町民全体の自治意識の醸成に努めるとともに、まちの課題に正面から向き合い、町民を信頼し、町民から信頼される町職員を育成します。

○協働の推進体制の充実

町民活動団体等との支援事業の共催や、委託、指定管理者制度*など、多様な形態での連携を図り、団体等の自主的活動を支援するとともに、団体間の連携強化を促進します。

○情報共有の推進

まちづくりに関する情報基盤を整備し、その情報を町民と行政との共有の財産として適切に公開するとともに、その内容等が町民の視点で分かりやすいものとなるように努めます。

○広報活動の充実

広報紙やホームページをはじめ、ケーブルテレビなど多様な情報媒体による情報発信に努めるとともに、町民が情報にアクセスしやすい環境を整備します。

○広聴活動の充実

意見公募手続きの適切な実施に努めるとともに、各種懇談会等の開催による広聴活動を充実し、町民の声を町政に反映します。

○町民参画機会の拡充

町政運営における政策形成や事業の実施及び評価等の各段階において、町民参画機会の拡充に努めます。

○集落担当職員制度の充実

地域との信頼関係を深め、集落担当職員制度を更に充実するとともに、地域の課題をより身近なものとして捉え対応することのできる職員を育成し、地域と行政によるまちづくりを推進します。

【主な個別計画】

➤ なし



（２）経営的な視点に立った行財政運営



【現況・課題】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響による地方経済の低迷や人口減少、超高齢化社会の到来など社会情勢は大きく変化し、町税をはじめとする歳入の減収が見込まれています。

一方、「ふるさと納税制度」による本町への寄附金は増加しており、今後も返礼品の魅力向上とまちの情報発信を強化し、歳入の確保に努めていく必要があります。

歳出においては、医療や介護をはじめとする社会保障関連経費が年々増大するとともに、今後は公共施設やインフラ資産の老朽化にともなう更新や、維持補修費の増大等も見込まれており、弾力的な財政運営が困難となる財政の硬直化が懸念されます。

行財政運営については、これまでも事務事業の効率化と経営基盤の強化に取り組んできましたが、厳しい財政状況の中、より一層の行政運営の効率化に努める必要があります。

そのため、P D C Aサイクル*を活用した継続的な改善を進め、事務事業の効率化や民間活力の積極的な活用等による効率的な行政運営体制を構築するとともに、新地方公会計制度*の活用等により財政の健全化を推進する必要があります。

公共施設の管理については、「四万十町公共施設等総合管理計画*」に基づき、計画的な施設等の更新や統廃合、長寿命化などに取り組み最適な配置を行うことで、財政負担の軽減・平準化を図り、効率的な資産管理を行っていくことが必要です。

行政の組織力の強化については、町民サービスを充実させていくための組織体制や人材育成を推進するとともに、組織としての課題対応能力や業務遂行能力の向上が必要です。

町職員の人材育成については、「職員人材育成基本方針」に基づき、町民満足度を高めるため、住民感覚、経営感覚、チャレンジ精神、豊かな人間性を有する職員の育成に努めてきました。

しかし、今後も様々な課題に的確に対応していくためには、能力や業績に基づく人事評価制度の活用や、職員個々の能力に応じた研修体制の整備、活力を生み出す職場づくりの推進等により職員一人ひとりの資質と能力を高め、組織的な行政運営に取り組まなければなりません。

【方 針】

- ◆ 人材、財源、資産等の限られた経営資源を、町民生活や町の将来のために必要な施策に適切に配分し、町民サービスの向上を図るとともに、健全で持続可能な行財政運営を推進します。



四万十町役場本庁舎

【施 策】

○行財政改革の推進

これまで実施してきた行財政改革の取り組みについては、総合振興計画の行財政運営の方針に掲げる施策に包含し、一体的に管理・推進することにより、効率的かつ効果的な自治体経営に取り組みます。

○行政運営体制の強化

限られた人材・財源を有効に活用し、質の高い行政サービスを提供するため、PDCAサイクルに基づく改善等に取り組み、より効率的で効果的な行政運営体制を構築します。

○民間活力の活用

指定管理者制度、アウトソーシング*等の民間活力の活用を推進します。また、導入済の施設についても、引き続き町民ニーズを反映したサービスの向上や効率的・効果的な運営に努めます。

○持続可能な財政基盤の確立

将来にわたって安定した行政サービスを提供するため、町税をはじめとした自主財源の確保に努めるとともに、補助金適正化指針に基づき補助金等の見直しを図るなど、既存事業の見直しなどによる歳出の圧縮に努め、健全で持続可能な財政基盤を確立します。

○新地方公会計制度の活用

固定資産台帳と複式簿記を基に作成する新地方公会計制度の財務書類を活用し、より正確で分かりやすい財政状況等の情報公開に努めるとともに、事業別や施設別のコスト分析等を行い、予算査定や行政評価の資料としての活用を検討します。

○公共施設マネジメント*の推進

公共施設等総合管理計画に基づき、町民の利便性の維持・向上を図りながら施設の長寿命化や再編に取り組み、将来を見据えた施設の適正配置を推進します。

○職員の人材育成

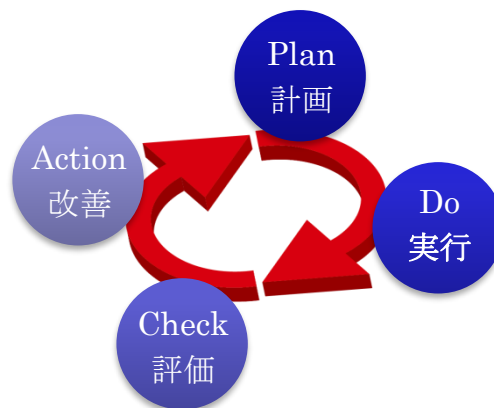
職員人材育成基本方針に基づき、活力を生み出す職場環境づくりや職員個々の能力に応じた研修体制の構築に取り組むとともに、人事評価制度の実施と活用を推進します。

○広域連携の推進

観光産業の振興や電算システムの整備など、本町が単独で実施するよりも事業効果やコストの削減を見込むことができる分野については、近隣市町をはじめとする他の自治体との広域的な連携を推進します。

【主な個別計画】

- 四万十町中期財政計画
- 四万十町公共施設等総合管理計画
- 職員人材育成基本方針
- 四万十町定員適正化計画





参考資料

Reference material

1. SDGs 対応表

後期基本計画の施策と SDGs との関連性を明らかにするとともに、これらの施策を総合的かつ効果的に推進していくため、SDGs の 17 のゴールとの対応表を示します。

本町では、SDGs に対応する後期基本計画の施策を推進することで、SDGs の達成に貢献します。

	1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
施策目標	施策
(4) 雇用の促進	○地域産業を担う人材の確保 ○起業・創業の推進等による就業機会の創出 ○企業誘致・立地による就業機会の創出 ○勤労者福祉の充実
(7) 子どもを産み育てる環境の充実	○出産・育児への支援 ○子育て応援の充実 ○保育サービスの充実 ○ファミリーサポートセンターの運営 ○子育て世代の定住環境の充実
(8) 教育環境の充実	○支援を要する子ども・家庭等への支援
(11) 人権尊重の推進	○人権教育の推進 ○人権条例の制定 ○広報・啓発の充実 ○相談・支援体制の強化 ○男女共同参画社会の実現
(13) 保健・医療環境の充実	○国民健康保険制度の円滑な運営
(14) 高齢者福祉の充実	○福祉サービスの充実 ○高齢者の住まいの確保 ○介護保険事業の適正・円滑な運営
(15) 障がい福祉の充実	○障がい者等の雇用拡大 ○障がい者等に対する経済的支援の充実
(18) まち・くらしの基盤整備の推進	○町営住宅の供給

2 飢餓をゼロに 	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
施策目標	施策
(1) 農畜産業の振興	○担い手の育成と経営体強化 ○地域多品目化の推進 ○高収量・高品質な施設園芸の促進 ○農畜産物の販路拡大と販売促進 ○生産体制の強化 ○農地の保全と耕作放棄地の防止
(2) 林業・水産業の振興	○海面漁業の振興 ○漁業資源の維持 ○四万十川の水産資源の利活用
(7) 子どもを産み育てる環境の充実	○児童虐待の早期発見と防止体制の強化
(8) 教育環境の充実	○豊かな心と健やかな体づくり ○支援を要する子ども・家庭等への支援
(13) 保健・医療環境の充実	○食による健康づくり

3 すべての人に健康と福祉を 	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
施策目標	施策
(4) 雇用の促進	○勤労者福祉の充実
(7) 子どもを産み育てる環境の充実	○結婚支援策の推進 ○出産・育児への支援 ○子育て応援の充実 ○保育サービスの充実 ○保育施設の整備 ○ファミリーサポートセンターの運営 ○放課後児童の健全育成 ○児童虐待の早期発見と防止体制の強化 ○子育て世代の定住環境の充実
(8) 教育環境の充実	○豊かな心と健やかな体づくり ○支援を要する子ども・家庭等への支援

(10) 住民主体の地域づくりの推進	○自治会活動の支援
(12) 芸術文化・生涯学習・スポーツの推進	○生涯学習活動の充実 ○複合型文化施設の整備 ○生涯スポーツの推進 ○社会教育施設・公共文化施設の整備
(13) 保健・医療環境の充実	○食による健康づくり ○運動による健康づくり ○こころの健康づくり ○健康管理の推進 ○地域医療体制の充実 ○救急医療体制の充実 ○国民健康保険制度の円滑な運営
(14) 高齢者福祉の充実	○介護予防・生活支援サービス事業の推進 ○一般介護予防事業の推進 ○社会参加の促進 ○生活支援体制の整備 ○あったかふれあいセンターの充実 ○福祉サービスの充実 ○高齢者の住まいの確保 ○地域包括支援センターの機能強化 ○地域ケア会議の充実 ○在宅医療・介護連携の推進 ○認知症施策の推進 ○介護人材の確保・育成 ○介護保険事業の適正・円滑な運営 ○地域密着型サービス事業所等への指導の強化
(16) 自然環境の保全	○自然環境・自然景観の保全 ○生活排水の適正処理
(18) まち・くらしの基盤整備の推進	○情報通信網の整備
(19) 安全・安心の確保	○防災行政の推進 ○地震・津波対策の強化 ○災害時の支援策・広域連携体制の整備 ○災害時要配慮者対策の強化

4 質の高い教育をみんなに 	4 質の高い教育をみんなに
	すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
施策目標	施策
(7) 子どもを産み育てる環境の充実	○保育サービスの充実 ○保育施設の整備 ○放課後児童の健全育成
(8) 教育環境の充実	○確かな学力の育成 ○豊かな心と健やかな体づくり ○特別支援教育の推進 ○支援を要する子ども・家庭等への支援 ○デジタル社会に向けた教育の推進 ○安全で快適な学校環境の整備 ○学校と地域の連携体制の推進 ○学校における働き方改革の推進 ○学校規模適正化の推進
(9) 現在と未来を担う人材育成の推進	○未来を元気にする人材の育成 ～「未来塾」～ ○地域を元気にする人材の育成 ～「四万十塾」～ ○産業を元気にする人材の育成 ～「産業振興塾」～
(12) 芸術文化・生涯学習・スポーツの推進	○生涯学習活動の充実 ○複合型文化施設の整備 ○生涯スポーツの推進 ○社会教育施設・公共文化施設の整備 ○四万十川の文化的景観の保全・継承 ○郷土文化の継承 ○国際理解の促進
(16) 自然環境の保全	○環境教育・環境学習の充実
(18) まち・くらしの基盤整備の推進	○情報通信網の整備

5 ジェンダー平等を実現しよう 	5 ジェンダー平等を実現しよう
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
施策目標	施策
(4) 雇用の促進	○勤労者福祉の充実

(7) 子どもを産み育てる環境の充実	○出産・育児への支援 ○子育て応援の充実 ○保育サービスの充実 ○保育施設の整備 ○ファミリーサポートセンターの運営 ○放課後児童の健全育成
(11) 人権尊重の推進	○人権教育の推進 ○人権条例の制定 ○広報・啓発の充実 ○相談・支援体制の強化 ○男女共同参画社会の実現
行財政運営の方針 (1) 協働によるまちづくり	○自治意識の醸成 ○協働の推進体制の充実 ○町民参画機会の拡充

6 安全な水とトイレを世界中に 	6 安全な水とトイレを世界中に
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
施策目標	施策
(2) 林業・水産業の振興	○四万十川の水産資源の利活用
(16) 自然環境の保全	○自然環境・自然景観の保全 ○環境教育・環境学習の充実 ○環境美化活動の推進 ○生活排水の適正処理 ○不法投棄の防止
(17) 脱炭素・循環型社会の推進	○処理施設の適正管理
(18) まち・くらしの基盤整備の推進	○水道水の安定供給 ○水道事業経営の健全化

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
施策目標	施 策
(17) 脱炭素・循環型社会の推進	○地球温暖化防止の推進 ○木質バイオマス利用の推進 ○再生可能エネルギーの地産地消の推進

8 働きがいも 経済成長も 	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
施策目標	施 策
(1) 農畜産業の振興	○担い手の育成と経営体強化 ○地域多品目化の推進 ○高収量・高品質な施設園芸の促進 ○農畜産物の販路拡大と販売促進 ○生産体制の強化 ○農地の保全と耕作放棄地の防止 ○有害鳥獣の捕獲対策
(2) 林業・水産業の振興	○原木生産の拡大 ○新たな林業従事者の育成 ○健全な森づくりと森林資源の活用促進 ○林業・木材産業の担い手の育成 ○町産材の流通・販売体制の強化 ○森林環境譲与税を活用した森林整備の推進 ○海面漁業の振興 ○漁業資源の維持 ○四万十川の水産資源の利活用
(3) 多様な産業の展開	○地域資源のブランド化 ○6次産業化の推進 ○伝統工芸の育成 ○他産業との連携の強化 ○地産外商の強化
(4) 雇用の促進	○地域産業を担う人材の確保 ○起業・創業の推進等による就業機会の創出 ○企業誘致・立地による就業機会の創出 ○勤労者福祉の充実

(5) 商工業の振興	○商店街を中心とした市街地活性化計画の策定と実施 ○商業関連団体の活性化 ○中小商工業者への支援 ○窪川地域再生戦略（仮称）の検討
(6) 交流の促進	○観光戦略の策定と実施 ○観光拠点の機能強化 ○イベント等を通じた交流人口の拡大 ○ワーケーションの推進
(7) 子どもを産み育てる環境の充実	○ファミリーサポートセンターの運営
(9) 現在と未来を担う人材育成の推進	○地域を元気にする人材の育成 ～「四万十塾」～ ○産業を元気にする人材の育成 ～「産業振興塾」～
(11) 人権尊重の推進	○人権教育の推進 ○人権条例の制定 ○広報・啓発の充実 ○相談・支援体制の強化 ○男女共同参画社会の実現
(14) 高齢者福祉の充実	○社会参加の促進
(15) 障がい福祉の充実	○障がい者等の雇用拡大

9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	
	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	
施策目標		施策
(1) 農畜産業の振興	○担い手の育成と経営体強化 ○地域多品目化の推進 ○高収量・高品質な施設園芸の促進 ○農畜産物の販路拡大と販売促進 ○生産体制の強化 ○農地の保全と耕作放棄地の防止	
(2) 林業・水産業の振興	○原木生産の拡大 ○新たな林業従事者の育成 ○健全な森づくりと森林資源の活用促進 ○林業・木材産業の担い手の育成 ○町産材の流通・販売体制の強化 ○森林環境譲与税を活用した森林整備の推進 ○海面漁業の振興 ○漁業資源の維持 ○四万十川の水産資源の利活用	

(3) 多様な産業の展開	○地域資源のブランド化 ○6次産業化の推進 ○他産業との連携の強化 ○地産外商の強化
(4) 雇用の促進	○起業・創業の推進等による就業機会の創出 ○企業誘致・立地による就業機会の創出
(5) 商工業の振興	○商店街を中心とした市街地活性化計画の策定と実施 ○商業関連団体の活性化 ○中小商工業者への支援 ○窪川地域再生戦略（仮称）の検討
(9) 現在と未来を担う人材育成の推進	○地域を元気にする人材の育成 ～「四万十塾」～ ○産業を元気にする人材の育成 ～「産業振興塾」～
(12) 芸術文化・生涯学習・スポーツの推進	○生涯学習活動の充実 ○複合型文化施設の整備 ○生涯スポーツの推進 ○社会教育施設・公共文化施設の整備
(17) 脱炭素・循環型社会の推進	○木質バイオマス利用の推進 ○再生可能エネルギーの地産地消の推進
(18) まち・くらしの基盤整備の推進	○道路整備の推進 ○橋りょう等道路構造物の予防保全対策 ○総合的な公共交通網の確立 ○情報通信網の整備 ○公園等の適正管理 ○水道水の安定供給 ○水道事業経営の健全化
行財政運営の方針 (1) 協働によるまちづくり	○広報活動の充実

	10 人や国の不平等をなくそう	
	各国内及び各国間の不平等を是正する	
施策目標	施策	
(7) 子どもを産み育てる環境の充実	○出産・育児への支援 ○子育て応援の充実 ○保育サービスの充実 ○保育施設の整備 ○放課後児童の健全育成 ○児童虐待の早期発見と防止体制の強化	

(11) 人権尊重の推進	○人権教育の推進 ○人権条例の制定 ○広報・啓発の充実 ○相談・支援体制の強化 ○男女共同参画社会の実現
(12) 芸術文化・生涯学習・スポーツの推進	○国際理解の促進
(13) 保健・医療環境の充実	○救急医療体制の充実
(14) 高齢者福祉の充実	○介護予防・生活支援サービス事業の推進 ○一般介護予防事業の推進 ○社会参加の促進 ○あったかふれあいセンターの充実 ○福祉サービスの充実 ○地域包括支援センターの機能強化 ○認知症施策の推進
(15) 障がい福祉の充実	○障がいに対する理解とボランティア活動の促進 ○児童発達支援の充実 ○障がい者等への相談体制の充実 ○障がい者等の雇用拡大 ○障がい者等に対する経済的支援の充実 ○在宅生活支援の充実
行財政運営の方針 (1) 協働によるまちづくり	○自治意識の醸成 ○協働の推進体制の充実 ○広聴活動の充実 ○町民参画機会の拡充 ○集落担当職員制度の充実

	1 1 住み続けられるまちづくりを	
	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	
	施策目標	施策
	(5) 商工業の振興	○商店街を中心とした市街地活性化計画の策定と実施 ○商業関連団体の活性化 ○中小商工業者への支援 ○窪川地域再生戦略(仮称)の検討

(6) 交流の促進	○町の魅力のPRの推進 ○移住の促進 ○観光戦略の策定と実施 ○観光拠点の機能強化 ○イベント等を通じた交流人口の拡大 ○都市住民との交流促進 ○ワーケーションの推進
(7) 子どもを産み育てる環境の充実	○結婚支援策の推進 ○出産・育児への支援 ○子育て応援の充実 ○子育て世代の定住環境の充実
(8) 教育環境の充実	○確かな学力の育成 ○豊かな心と健やかな体づくり ○特別支援教育の推進 ○支援を要する子ども・家庭等への支援 ○デジタル社会に向けた教育の推進 ○安全で快適な学校環境の整備 ○学校と地域の連携体制の推進 ○学校における働き方改革の推進 ○学校規模適正化の推進
(9) 現在と未来を担う人材育成の推進	○未来を元気にする人材の育成 ～「未来塾」～ ○地域を元気にする人材の育成 ～「四万十塾」～ ○産業を元気にする人材の育成 ～「産業振興塾」～
(10) 住民主体の地域づくりの推進	○自治会活動の支援 ○地域の拠点づくりの推進 ○コミュニティ活動の促進 ○中山間地域定住の促進 ○集落担当職員の配置 ○地域おこし協力隊や集落支援員による地域支援
(12) 芸術文化・生涯学習・スポーツの推進	○郷土文化の継承
(14) 高齢者福祉の充実	○あったかふれあいセンターの充実 ○高齢者の住まいの確保 ○地域包括支援センターの機能強化 ○在宅医療・介護連携の推進
(15) 障がい福祉の充実	○障がいに対する理解とボランティア活動の促進 ○児童発達支援の充実 ○障がい者等への相談体制の充実 ○在宅生活支援の充実
(16) 自然環境の保全	○自然環境・自然景観の保全 ○生物多様性の保全 ○環境美化活動の推進

(17) 脱炭素・循環型社会の推進	○地球温暖化防止の推進 ○木質バイオマス利用の推進 ○再生可能エネルギーの地産地消の推進 ○ごみの減量化・資源循環の推進 ○処理施設の適正管理 ○公共施設の脱炭素化の推進
(18) まち・くらしの基盤整備の推進	○道路整備の推進 ○橋りょう等道路構造物の予防保全対策 ○総合的な公共交通網の確立 ○情報通信網の整備 ○住民ニーズに合った住宅施策の推進 ○町営住宅の供給 ○公園等の適正管理 ○地籍調査の推進 ○水道水の安定供給 ○水道事業経営の健全化
(19) 安全・安心の確保	○防災行政の推進 ○地震・津波対策の強化 ○治山・治水事業の推進 ○災害時の支援策・広域連携体制の整備 ○災害時要配慮者対策の強化 ○消防・防災体制の充実 ○緊急援助体制の充実 ○防犯・交通安全対策の強化 ○消費者行政の推進
行財政運営の方針 (1) 協働によるまちづくり	○自治意識の醸成 ○協働の推進体制の充実 ○情報共有の推進 ○広報活動の充実 ○広聴活動の充実 ○町民参画機会の拡充 ○集落担当職員制度の充実
行財政運営の方針 (2) 経営的な視点に立った行財政運営	○行財政改革の推進 ○行政運営体制の強化 ○民間活力の活用 ○持続可能な財政基盤の確立 ○新地方公会計制度の活用 ○公共施設マネジメントの推進 ○職員の人材育成 ○広域連携の推進

12 つくる責任 つかう責任 	1 2 つくる責任 つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する	
施策目標	施策
(2) 林業・水産業の振興	○健全な森づくりと森林資源の活用促進 ○町産材の流通・販売体制の強化
(12) 芸術文化・生涯学習・スポーツの推進	○四万十川の文化的景観の保全・継承 ○郷土文化の継承
(17) 脱炭素・循環型社会の推進	○木質バイオマス利用の推進 ○ごみの減量化・資源循環の推進 ○処理施設の適正管理

13 気候変動に 具体的な対策を 	1 3 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	
施策目標	施策
(2) 林業・水産業の振興	○原木生産の拡大 ○新たな林業従事者の育成 ○健全な森づくりと森林資源の活用促進 ○林業・木材産業の担い手の育成 ○町産材の流通・販売体制の強化 ○森林環境譲与税を活用した森林整備の推進
(17) 脱炭素・循環型社会の推進	○地球温暖化防止の推進 ○木質バイオマス利用の推進 ○再生可能エネルギーの地産地消の推進 ○ごみの減量化・資源循環の推進 ○公共施設の脱炭素化の推進
(19) 安全・安心の確保	○防災行政の推進 ○治山・治水事業の推進 ○災害時の支援策・広域連携体制の整備 ○災害時要配慮者対策の強化 ○消防・防災体制の充実 ○緊急援助体制の充実

14 海の豊かさを守ろう 	14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
施策目標	施策
(2) 林業・水産業の振興	○海面漁業の振興 ○漁業資源の維持 ○四万十川の水産資源の利活用
(12) 芸術文化・生涯学習・スポーツの推進	○四万十川の文化的景観の保全・継承
(16) 自然環境の保全	○自然環境・自然景観の保全 ○生物多様性の保全 ○環境教育・環境学習の充実 ○環境美化活動の推進 ○生活排水の適正処理 ○不法投棄の防止
(17) 脱炭素・循環型社会の推進	○処理施設の適正管理
(18) まち・くらしの基盤整備の推進	○水道水の安定供給 ○水道事業経営の健全化

15 陸の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
施策目標	施策
(1) 農畜産業の振興	○担い手の育成と経営体強化 ○地域多品目化の推進 ○高収量・高品質な施設園芸の促進 ○農畜産物の販路拡大と販売促進 ○生産体制の強化 ○農地の保全と耕作放棄地の防止 ○有害鳥獣の捕獲対策
(2) 林業・水産業の振興	○原木生産の拡大 ○新たな林業従事者の育成 ○健全な森づくりと森林資源の活用促進 ○林業・木材産業の担い手の育成 ○町産材の流通・販売体制の強化 ○森林環境譲与税を活用した森林整備の推進

(12) 芸術文化・生涯学習・スポーツの推進	○四万十川の文化的景観の保全・継承
(16) 自然環境の保全	○自然環境・自然景観の保全 ○生物多様性の保全 ○環境教育・環境学習の充実 ○環境美化活動の推進 ○不法投棄の防止

16 平和と公正をすべての人に 	16 平和と公正をすべての人に	
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	
	施策目標	施策
	(7) 子どもを産み育てる環境の充実	○児童虐待の早期発見と防止体制の強化
	(11) 人権尊重の推進	○人権教育の推進 ○人権条例の制定 ○広報・啓発の充実 ○相談・支援体制の強化 ○男女共同参画社会の実現
	(18) まち・くらしの基盤整備の推進	○情報通信網の整備
	(19) 安全・安心の確保	○防犯・交通安全対策の強化 ○消費者行政の推進
行財政運営の方針 (1) 協働によるまちづくり		○情報共有の推進 ○広報活動の充実 ○町民参画機会の拡充

17 パートナースhipで目標を達成しよう 	17 パートナースhipで目標を達成しよう	
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	
	施策目標	施策
(10) 住民主体の地域づくりの推進		○自治会活動の支援 ○地域の拠点づくりの推進 ○コミュニティ活動の促進 ○中山間地域定住の促進 ○集落担当職員の配置 ○地域おこし協力隊や集落支援員による地域支援

(11) 人権尊重の推進	○男女共同参画社会の実現
(14) 高齢者福祉の充実	○一般介護予防事業の推進 ○社会参加の促進 ○あったかふれあいセンターの充実 ○福祉サービスの充実 ○在宅医療・介護連携の推進
(15) 障がい福祉の充実	○障がいに対する理解とボランティア活動の促進 ○児童発達支援の充実 ○障がい者等への相談体制の充実 ○在宅生活支援の充実
(16) 自然環境の保全	○生物多様性の保全 ○環境教育・環境学習の充実 ○環境美化活動の推進 ○不法投棄の防止
(19) 安全・安心の確保	○防災行政の推進 ○治山・治水事業の推進 ○災害時の支援策・広域連携体制の整備 ○災害時要配慮者対策の強化 ○緊急援助体制の充実 ○防犯・交通安全対策の強化 ○消費者行政の推進
行財政運営の方針 (1) 協働によるまちづくり	○情報共有の推進
行財政運営の方針 (2) 経営的な視点に立った行財政運営	○民間活力の活用 ○職員の人材育成

2. 四万十町総合振興計画審議会条例

平成18年7月3日条例第209号
最終改正：平成27年6月18日条例第31号

四万十町総合振興計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四万十町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、四万十町総合振興計画の策定及び実施に関し、必要な調査及び審議を行い、その結果を町長に答申し、又は建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町教育委員会の委員
- (2) 町農業委員会の委員
- (3) 町内の公共的団体等の役員及び職員
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による者
- (6) 前各号のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年6月24日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年6月18日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

3. 四万十町総合振興計画審議会委員名簿

氏 名	所 属 等		備 考
よこ 横 やま 山 やす 泰 ひさ 久	高知県農業協同組合	産業団体	四万十営農経済センター販売課長
た 田 なべ 邊 せい 誠 しん 進	四万十町森林組合	産業団体	森林整備部長兼大正支所長
さ 佐 さ 々 き 木 しょう 将 じ 司	四万十町商工会	産業団体	青年部長
た 田 むら 村 けい 敬 こ 子	高知県産業振興推進地域本部	行政機関	地域産業振興監 （高幡地域担当）
よこ 横 やま 山 じゅん 順 いち 一	四万十町教育委員会	行政機関	教育長職務代理者
おお 太 た 田 しょう 祥 いち 一	四万十町農業委員会	行政機関	会長
おか 岡 むら 村 けん 健 じ 志	高知大学次世代地域創造センター	学識経験者	准教授・UBC（地域コーディネーター）
なか 中 じま 島 かつ 克 あき 明	四万十町小中学校校長会	教育機関	七里小学校長
いずみ 泉 しげる 茂	高知銀行窪川支店	金融機関	支店長
もり 森 まさ 雅 のぶ 順	公益財団法人 四万十公社	公共的団体	専務理事
かん 神 だ 田 おさむ 修	公益財団法人 四万十川財団	公共的団体	事務局長
お 尾 ぎき 崎 ひろ 弘 あき 明	しまんと町社会福祉協議会	公共的団体	総務・地域課長
ふな 船 むら 村 さとる 覚	四万十町区長会	公共的団体	審議会副会長 区長連絡会長
み 三 うら 浦 ひろ み	四万十町地域公共交通会議	公共的団体	会議委員
や 八 ぎ 木 まさ 雅 あき 昭		公募委員	審議会会長
さか 酒 い 井 のり 紀 こ 子		公募委員	
すず 鈴 き 木 さち 幸 よ 代		公募委員	
の 野 むら 村 ひろし 宏		公募委員	
ふじ 藤 さわ 澤 く 久 み 美 こ 子		公募委員	
やま 山 もと 本 ゆ 由 み 美		公募委員	

4. 第2次四万十町総合振興計画後期基本計画の策定経緯

令和3年5月	第2次四万十町総合振興計画後期基本計画策定方針の決定
7月	第1回総合振興計画推進本部会（14日）
8月	第2回総合振興計画推進本部会（2日）／後期基本計画原案の協議 第1回総合振興計画審議会（12日）／後期基本計画（案）の諮問 第2回総合振興計画審議会（26日）／計画（案）について協議
9月	第3回総合振興計画審議会（28日）／計画（案）について協議
10月	第4回総合振興計画審議会（20日）／計画（案）について協議
11月	意見公募手続の実施（11月15日～12月6日） 公聴会の実施（11月25日～26日、12月1日）
12月	四万十町総合振興計画審議会から後期基本計画（案）に対する答申（9日）
令和4年1月	第3回総合振興計画推進本部会（11日）／後期基本計画の庁内決定 町議会常任委員会へ説明
3月	後期基本計画を町議会3月定例会へ議案上程

5. 四万十町総合振興計画審議会への諮問

令和3年8月10日

四万十町総合振興計画審議会
会長 八木雅昭様

四万十町長 中尾博憲

第2次四万十町総合振興計画後期基本計画（案）について（諮問）

このことについて、四万十町総合振興計画審議会条例（平成18年7月3日条例第209号）第2条の規定に基づき、第2次四万十町総合振興計画後期基本計画（案）に関し、貴審議会に意見を求めます。

6. 四万十町総合振興計画審議会からの答申

令和3年12月9日

四万十町長 中 尾 博 憲 様

四万十町総合振興計画審議会
会長 八 木 雅 昭

第2次四万十町総合振興計画後期基本計画（案）について（答申）

令和3年8月10日付けで諮問のあった「第2次四万十町総合振興計画後期基本計画（案）」について、下記のとおり答申します。

計画の決定にあたりましては、第2期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた施策と一体的に推進されるとともに、決定後は下記の事項に配慮され、まちの将来像として示す「山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町」の実現に向けて実行性のある計画の推進に努められるよう要望いたします。

記

1 With コロナにおける施策の推進

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、深刻な打撃を受けた事業者や町民の暮らしを守るため、感染症対策と地域経済の活性化の両面に対する施策を推進されたい。

2 S D G s の推進

持続可能な社会の実現に向けて、S D G s の積極的な普及啓発を行うとともに、本町の魅力である四万十川の保全と活用に一層取り組まれ、四万十川流域の自然と共生するまちづくりを推進されたい。

3 持続可能な地域づくりの推進

第2期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、産業振興による雇用の創出をはじめ、移住定住施策や子育て環境の充実など、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進に一層努められたい。

また、その一方で将来にわたり人口減少が避けられない状況であることも踏まえ、人口減少社会の中でも町民が豊かな暮らしを持続していけるためのきめ細かい施策についても推進されたい。

4 協働のまちづくりの推進

本計画が町民に広く理解され、町民や地域で活動する団体等の参画を得ながら計画の推進ができるよう、町政に関する情報発信に一層努められるとともに、町民が幅広い分野において町政へ参画することができる機会の創出にも努められたい。また、本計画をより実効性の高いものとしていくため、進捗管理にあたっては、P D C A（「計画」「実施」「評価」「改善」）サイクルによる計画の推進に取り組まれたい。

5 デジタル化の推進

新型コロナウイルス感染症への対策としての、人流の抑制などを踏まえ、リモートワークなどのデジタル技術の活用を一層推進し、あらゆる分野における町民生活の利便性向上に取り組まれたい。

6 多様性の尊重及び共生社会の実現

様々な価値観や違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合うとともに、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて努められたい。

7. 用語解説

【英字】

○AI（人工知能）（P.13）

Artificial Intelligence(人工知能)の略。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術。

○ALT（外国語指導助手）（P.44）

Assistant Language Teacher(外国語指導助手)の略。小中高校などの外国語の授業で日本人教師を補佐する人。

○CIR（国際交流員）（P.44）

Coordinator for International Relations(国際交流員)の略。外国の姉妹都市(友好都市)交流事業を始めとする国際交流事業を通じ、市民の異文化に対する関心を高めるとともに、各小中学校の児童生徒の国際理解教育のために、外国の人々とのコミュニケーションや国際感覚を養うための学校訪問やイベントなどでの通訳業務を行う人。

○ICT 教育機器（P.43）

教育の質の向上を目指し、学習目標を効果的に達成するための手段として使用する、デジタルテレビや教員用コンピューター、インターネット環境下での学生用タブレット端末などの機器の総称。ICTはInformation and Communication Technology(情報通信技術)の略。

○NPO（P.48）

Non-Profit Organization(民間非営利組織)の略。政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。

○PDCA サイクル（P.73）

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。

Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する方法。

○RPA（P.13）

Robotic Process Automation(ロボットによる業務の自動化)の略。人間が行う業務を、パソコンやサーバ上にあるソフトウェア型のロボットが代行し、業務の自動化を行うこと。

○SNS（P.38）

Social Networking Service(ソーシャルネットワークサービス)の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

【ア】

○アウトソーシング（P.74）

アウト(外部)とソーシング(資源化)からなっており、「外部に資源を求める」という意味で「業務の外部委託」とも言われている。

自治体においては、公益を多様な主体で担っていく観点から民営化も含めている。

○浅水代かき（P.61）

入水量を減らして代かきをすること。肥料成分等を含んだ汚濁水の河川、池への流出を防ぐ技術であるが、その他にも水量の多い代かきに比べ、しっかり掻き込むことができ、ほ場の均平も取りやすく、確実に稲わらや残さがすき込まれ漂流物や雑草の再生が少なくなる等のメリットもある。

○アジェンダ（P.11）

実施計画、議事日程、行動計画、予定表、協議事項などをさす言葉。

○あったかふれあいセンター（P.56）

子どもから高齢者まで年齢や障害の有無に関わらず、誰もが気軽に集い必要なサービスを受けられる拠点。地域ニーズの把握や課題に対応した活動、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動などを行う。

○アユの友掛け（P.61）

釣ろうとしている野アユの縄張り内に、釣り人が用意したオトリのアユに掛針をつけた状態で進入させ、それに対して野アユが追い払おうとして体当たりしてきたところを引っ掛ける技法。

○アユの火振り漁（P.61）

夜、川面で松明(たいまつ)を振りながら網に鮎を追いつまむ伝統漁法。

○1.5 次加工 (P.33)

農林水産品のように自然から生成された 1 次産品を加工して付加価値を付けること。1 次産業と 2 次産業の融合により新産業を生み出すという意味合いがあり、1.5 次産業化することでもある。

○稲WCS (稲発酵粗飼料) (P.28)

稲発酵粗飼料 (= 稲WCS / ホールクロップサイレージ) とは、稲の子実が完熟する前に穂部 (籾) と茎葉部を同時に収穫し、ロール状にフィルムで包み込み発酵 (サイレージ化) させたもので、牛の飼料となる。

稲 WCS の生産は水田転作の中核の一つに位置付けられ、水稻農家と畜産農家との耕畜連携及び食料自給率向上を図る手段として推進されている。

○埋立貯留施設 (P.64)

可燃ごみを焼却処理した後の焼却残渣や破碎不燃物などを埋立処分する施設。

○汚泥再生処理施設 (P.64)

従来、し尿処理施設が行ってきたし尿や浄化槽汚泥の処理に加えて、堆肥化・メタン発酵などの方法によって、有機性廃棄物が保有する化学エネルギーを有効利用しようとする施設。

○温室効果ガス (P.12)

大気中にあり、太陽からの熱を封じ込め、地球の温度を上げると考えられる働きがあるガス。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタンなど 6 種類の物質が規定されている。

【カ】

○海面漁業 (P.7)

海面において営む漁業。内水面漁業に対する語。浅海養殖業を除いていう場合が多い。

○学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール) (P.44)

学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

○環境保全型農業 (P.28)

土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷を軽減し、自然生態系本来の力を利用して作物を作る農業。

農業の持つ物質循環機能を生かした環境と調和した持続可能な農業。

○間伐 (P.30)

山林の手入れ法の一つ。茂り込みすぎた森林を適正な密度にし、採光をよくし健全な森林に導くために適当な間隔で木を切ってまばらにすること。また、利用できる大きさに達した立木を徐々に収穫するために行う間引き作業。

○希少野生動植物種 (P.61)

国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為的な影響により減少が見られる種で、その保護を図るため「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」に基づいて指定された種。

○キャリア教育 (P.46)

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

○行政コスト (P.9)

国・地方公共団体・特殊法人などの行政機関が行政サービスを提供するために必要な費用。

○ケアマネジメント (P.56)

介護等サービスを利用する人の状態や生活状況等を把握し課題分析したうえで、ケアプランを作成し、そのプランに沿ってサービスが提供できるよう事業者等との調整を行い、その結果を確認するという一連の業務のこと。

○ケアマネジャー (P.56)

介護支援専門員のこと。介護保険制度においてケアマネジメントを実施する有資格者。

要支援・要介護認定を受けた人等からの相談を受け、介護サービスの給付計画(ケアプラン)を作成し、介護サービス事業者との連絡、調整等の取りまとめを行う。

○公共施設等総合管理計画 (P.73)

公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、人口減少等による施設利用需要の変化や厳しい財政状況の中、長期的な視点をもって、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現し総合的かつ計画的に管理するために地方公共団体が策定する計画。

○公共施設マネジメント (P.74)

地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全ての公共施設を、自治体経営の視点から総合的に企画、管理及び利活用する仕組み。

○合計特殊出生率 (P.20)

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、1 人の女性がその年齢別出生率で生涯に産むとした時の子どもの数を表す。

合計特殊出生率がおよそ 2.07 のとき、人口は増加も減少もしない状態(人口置換水準)を意味する。

○耕作放棄地 (P.12)

農作物が 1 年以上作付けされず、農家が数年の内に作付けする予定が無いと回答した田畑、果樹園。

○高性能林業機械 (P.31)

従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べて、作業の効率化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械。

○高度環境制御技術 (P.29)

施設園芸において複数の機器を使い、総合的にモニタリング・予測制御し、植物の生育に最適な環境を作り出すための栽培技術で、オランダを中心に普及している。

外気温度、ハウス内温度、湿度、日射、CO₂、風向、風速、降雨、培地温などを測定し、それぞれ最適な状態にするために暖房機や保温カーテン、換気や遮光を複合的に自動制御する技術。

○子育て世代包括支援センター (P.42)

母子保健法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。

【サ】

○再生可能エネルギー (P.12)

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。新エネルギー(中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマス等)、大規模水力及び波力・海洋温度差熱等のエネルギーをさす。

温室効果ガスを排出することなくエネルギーを得られるため、地球温暖化対策の一つとしても重要視されている。

○刺網漁業 (P.7)

魚類などの水生動物を捕獲するための漁網の一種。刺し網は、目標とする魚種が遊泳・通過する場所を遮断するように網を張り、その網目に魚の頭部を入り込ませる(これを網目に刺すという)ことによって漁獲するための漁具。

○自家用有償旅客運送制度 (P.67)

過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活維持に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によって提供されない場合に、その代替手段として、国土交通大臣又は事務・権限の移譲を受けた地方公共団体の長から登録を受けた市町村やNPO等が自家用車を使用して有償で運送できる制度。

○資源循環型農業 (P.28)

家畜のフンを堆肥に加工し、堆肥で野菜や穀物を育て、野菜屑や穀物を再び家畜の飼料にするなど、有機資源の「循環型システム」を作り、農業全体を関連付けて好循環を作り出すこと。

○自主財源 (P.9)

地方公共団体の財源のうち、中央政府に依存しないで独自に調達できる財源。地方税のほか、手数料・使用料・寄附金など。

○自主防災組織 (P.10)

自主的な防災活動を実施することを目的に、学区、町内会、自治会など近隣地域住民を単位として「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

○止水板 (P.61)

田植え前の代かき作業等により田んぼから河川に流出する濁水を抑制するための板。

○次世代施設園芸団地 (P.28)

先端技術と強固な販売力を融合させ、木質バイオマス等の地域資源を活用したエネルギーを活用するとともに、生産から調製・出荷までの施設の大規模な集約化やICTを活用した高度な環境制御を行うことにより、低コストな周年・計画生産を実現した園芸施設団地。農林水産省の農業強化策の一つ。

○指定管理者制度 (P.72)

2003（平成 15）年 9 月の地方自治法の改正により、それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度。

○自伐林業者 (P.30)

山林所有の有無、あるいは所有規模にこだわらず、森林の経営や管理、施業を自らがを行い、持続的に収入を得ていく自立・自営型の林業を行う人。

○四万十式作業路 (P.30)

元四万十町職員の田邊由喜男氏が考案した作業道で、設置現場に生える植物の根や葉を含む表土と、表土の下にある土とを交互に積み重ねて強度を保つのが特徴。重機で踏み固めることで表土にある植物の繊維質と土が絡み合っただけで崩れにくくなり、路肩は木の根株も埋め込み強化する。道幅は軽トラックが通れる 2～3メートル程度。材料をすべて現地調達するため、環境に優しく、設置コストが格段に安いのが利点である。

林内に高密度に路網を整備し、高性能林業機械を用いた作業システムを低コストで実現した「低コストで壊れない路網」を可能にした道路。

○四万十町子ども支援ネットワーク (P.42)

要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成されるもので、児童福祉法に規定する「要保護児童対策地域協議会」で、要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの。

○社会保障費 (P.9)

医療・介護の自己負担分以外の給付額や年金の受給額など、社会保障制度によって国や地方公共団体から国民に給付される金銭・サービスの年間合計額。

社会保障給付費内訳は年金費用 50%、医療費用 30%、介護費用 20%という割合で、社会保障費が増大の一途で、急激な少子高齢化を背景に、保険料収入との差が開く一方で、社会保障費の財源の確保が課題となっている。

○周産期医療体制 (P.42)

「周産期」とは、妊娠 22 週から生後満 7 日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があり、周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療の体制が必要であることから、「周産期医療体制」と言われている。

○集落営農組織 (P.28)

集落など一定地域内で、農家が農業生産工程の全部または一部を共同して行う組織。共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織。

○集落活動センター (P.47)

地域住民が主体となって、地域外からの人材も受け入れながら、旧小学校や集会所等を拠点に、それぞれの地域の課題やニーズに応じて、産業、生活、福祉、防災といった様々な活動に総合的に取り組む仕組み。

地域資源を活用した加工品づくり・販売や交流事業、自然環境・景観保護、伝統文化継承、地域支え合い活動など、幅広い活動を地域で取り組むことにより、地域で安心して暮らせる仕組みづくりや集落づくりを図っている。

○集落支援員 (P.48)

地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員とも連携しながら、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う人。

集落点検の実施、住民と住民・住民と市町村との間での話し合いを促進するなど、市町村職員や集落住民とともに、集落対策を推進する。

○循環型社会 (P.12)

有限である資源を効率的に利用するとともに、循環的な利用を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

○障害者優先調達推進法 (P.59)

障がい者の経済的な自立を促すため、2013（平成 25）年 4 月に施行された法律。国や自治体に対し、障がい者就労施設などへ優先的、積極的に、物品や業務を発注する努力を求めている。

行政側は毎年度、調達の基本方針を明らかにし、実績も公表しなければならない。

○浸出水処理施設 (P.64)

廃棄物の最終処分場から発生する浸出水を処理し、公共用水域へ放流するための施設のこと。廃棄物処理法に定める管理型最終処分場に、市町村や組合などが設置、管理する。

○新地方公会計制度（P.73）

「現金主義・単式簿記」によるこれまでの地方自治体の会計制度に「発生主義・複式簿記」といった企業会計的要素を取り込むことにより、資産・負債などのストック情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効活用といった、中・長期的な視点に立った自治体経営の強化に資するもの。

○森林環境譲与税（P.30）

平成 31（2019）年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立。

これにより、「森林環境税」（令和 6（2024）年度から課税）及び「森林環境譲与税」（令和元（2019）年度から譲与）が創設される。

「森林環境譲与税」は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、「森林経営管理制度」の導入時期も踏まえ、令和元（2019）年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている。市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされている。

○森林経営管理制度（P.30）

平成 30（2018）年 5 月に制定された森林経営管理法に基づき、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合、市町村が森林所有者の意向を踏まえ、森林を集積・集約し、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者にその経営を委託するとともに、林業経営に適さない森林等については市町村が自ら経営管理を行う制度。

○水源のかん養（P.30）

森林が持つさまざまな機能の一つで、雨水等の降水が一気に河川に流出して急激に増水することを抑制して災害を防止したり、降水を地中に貯えてゆっくりと時間をかけて流すことで流量を安定させたり、降水が森林土壌に浸透する間に水質を浄化する機能のこと。

○水道有収率（P.66）

料金として収入のあった水量（有収水量）を給水した配水量（給水量）で除した比率。

有収率は水道事業の経営上の重要な指標となっている。

○生活習慣病（P.54）

食生活や運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣によって引き起こされる病気の総称。

具体的には、脳卒中、高血圧、糖尿病、脂質異常症など、以前、成人病と呼ばれていたものも含まれる。

○生物多様性（P.62）

生きものの豊かな個性とのつながり。地球上にはさまざまな環境に適応して進化した 3,000 万種ともいわれる多様な生きものがおり、これらの生命は一つひとつに個性があり、すべて直接、間接的に支え合って生きている。生物多様性条約では、生態系・種・遺伝子の 3 つのレベルで多様性があるとされている。

○総合型地域スポーツクラブ（P.51）

日本における生涯スポーツ社会の実現を掲げて、1995（平成 7）年より文部科学省が実施するスポーツ振興施策の一つ。

幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブをいう。

【夕】

○宅老所（P.55）

地域のボランティア団体により、高齢者の閉じこもりや運動機能の低下等の予防のため、週 1 回程度、集会所等を利用して運動、食事、交流等、介護予防に資する内容の活動を行う介護予防拠点のこと。

○地域おこし協力隊（P.39）

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

地方自治体が、3 大都市圏をはじめとする都市圏から都市住民を受入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱し、隊員が、住民票を異動させ、概ね 1 年以上 3 年程度地域で生活し、地域協力活動に従事する。

○地域ケア会議（P.56）

市区町村や地域包括支援センターが主催するもので、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

医療、介護等の多職種の協働により、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の抽出、課題解決に必要な資源開発等に取り組む。

○地域包括ケアシステム（P.55）

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のこと。団塊の世代が75歳以上になる2025（令和7）年をめどに整備を進めている。

○地域包括支援センター（P.56）

住民の健康の保持及び生活の安定のために保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等を配置し、必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関である。介護保険法に基づき、市町村が設置主体となり、総合相談支援、権利擁護、介護予防等の業務を行う。

○地域密着型サービス事業所（P.57）

今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、地域住民に提供する介護サービス体系のこと。地域の事情に即したサービスを提供するために、市町村が事業者の指定や監督を行う。

9種類の事業があり、四万十町では地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の4種類のサービスが提供されている。

○地球温暖化（P.12）

人の活動にともなって発生する温室効果ガスが原因で起こる地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象。

○地産外商戦略（P.29）

地域で生産された農産物や特産品を、生産者や関係団体と一緒に、県内外や海外で販売し、外貨を得ること、またはその活動のこと。

○地産地消（P.29）

「地元生産－地元消費」の略称。地域で生産された農産物等を、その地域（地元）で消費すること。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

○地方創生（P.11）

地方の人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の一極集中を是正するとともに、将来にわたって活力のある社会を維持していくことを目的として、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生する取り組み。

○着地型観光（P.38）

観光客の受け入れ先が、地元ならではのプログラムを企画し、参加者が現地集合、現地解散する新しい観光の形態。主に都会にある出発地の旅行会社が企画して参加者を目的地へ連れて行く従来の「発地型観光」と比べて、地域の振興につながると期待されている。

○チャレンジショップ（P.36）

空き店舗や公共施設などを活用し、新たなビジネスに挑戦する起業家に対して、一定期間、営業スペースを提供し、将来の独立開業に向けた支援を行う制度。

商店街等の空き家、空き地、空き店舗対策と連結させ、スペースの有効活用と新たに業を起こす活力でにぎわいを創出することが求められている。

○中間管理住宅（P.47）

まちが所有者から12年間物件を借り受け、移住定住用の住宅として改修し、町内外の希望者に対して貸し出す住宅のこと。

○中型まき網漁業（P.7）

魚群を探索し、集魚灯を点灯して集魚し、帯状の網を素早く入れ、魚群の周りを大きな円を描いて網で取り囲み、網の下を絞りながら漁獲する漁業。

○中山間農業複合経営拠点（P.29）

厳しい現状にある中山間地域の農業を維持し、競争力を高めていくために、地域の核となるJA出資型農業法人等の法人経営体が、農作業の受託や新規就農者を育てる研修事業などの「支える事業」と、中山間地域に適した農産物の生産や6次産業化などの「稼ぐ農業」を複合的に経営し、地域全体で農業を支える仕組み。

○超高齢社会（P.11）

総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合を高齢化率という。世界保健機構（WHO）や国連の定義によると、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。日本は1970（昭和45）年に高齢化社会になり、1994（平成6）年に高齢社会になった。

○特別支援教育（P.44）

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

○特用林産物（P.30）

林野から産出される木材以外の産物で、食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、もろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物の総称。

○独立行政法人（P.7）

政府の事業のうち、大学、博物館、病院、研究機関など、独立して運営した方が効率的な部門を分離独立させた法人。

○土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（P.15）

警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。

特別警戒区域は、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域。

○土地利用型作物（P.28）

米、麦、大豆などに代表されるように栽培に関する作業のほとんどが農業機械で行える作物で、反当収入は低いが大規模経営できる形態のもの。

反対に、栽培に関する作業の大部分が機械化するのが困難なホウレンソウ等の葉もの類や、キュウリ・いちご等の果菜類などを労働集約型作物という。

【ナ】

○内水面漁業（P.7）

河川・池・沼など淡水における漁業。また、淡水魚および淡水生物の養殖を内水面養殖業という。

○南海トラフ地震（P.12）

フィリピン海プレートとアムールプレートとのプレート境界の沈み込み帯が震源域と考えられている地震で、中部日本、紀伊半島から四国沖につながる南海トラフと呼ばれる海溝に沿って、過去 100～150 年周期で発生する巨大地震。

○農商工観連携（P.33）

農山漁村には、その地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源がたくさんある。農商工観連携は、このような資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者、観光業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」、「情報」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大、農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取り組みを推進するもの。

○農地中間管理機構（P.29）

都道府県ごとに置かれる「農地バンク」。高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける公的機関。

○農林複合経営（P.7）

樹木を植栽し、その間の土地で農作物を栽培すること。土地を有効活用し、森林の保護と作物栽培の両立を図る。

【ハ】

○バリアフリー（P.56）

障がい者や高齢者などが社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。

○晩婚化（P.41）

世間一般の平均初婚年齢が以前と比べて高くなる傾向のこと。

○非婚化（P.41）

結婚しない人が増加すること。

○分収造林（P.30）

分収造林は、森林造成の一つの手法で、森林を造成し伐採した後に発生する収益を森林所有者、造林・保育を行う者、費用負担者の 3 者またはいずれか 2 者で契約を結び、分け合う森林を言う。林業経営は長期にわたるため、リスクを分散し安定化をはかることを目的として 1958（昭和 33）年に制度化された。

○放課後児童クラブ（P.41）

児童福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

【マ】

○まち・ひと・しごと創生総合戦略（P.11）

まち・ひと・しごと創生法に基づき、長期ビジョンの実現に向け、「しごと」と「ひと」の好循環とそれを支える「まち」の活性化を基本に、5 か年の政策目標や具体的な施策をまとめたもの。現在は、2020(令和 2)～2024(令和 6)年度までの 5 年間について、2 期目の計画が策定されている。

○未婚化（P.41）

結婚を希望しているにも関わらず、結婚できない状況にある未婚者が増え、性別・年齢階層別の未婚率（未婚者の割合）が上昇すること。

○民泊（P.39）

ホテルや旅館などの宿泊施設の代わりに、一般家庭などが空き部屋などに有料で旅行者を宿泊させること。

○木質バイオマス（P.63）

再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のことをいい、そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」という。

木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やオガクズなどのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。

【ヤ】

○ユニバーサルデザイン（P.51）

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害の有無、能力の如何を問わずに、すべての人に利用することができて使いやすいように初めから意図して作られた製品・情報・環境のデザインのこと。

○要介護認定調査（P.57）

介護保険のサービスを利用するには要介護認定（要支援 1・2、要介護 1～5）を受ける必要があり、市区町村に要介護認定を申請した際、原則として 1～2 週間以内に訪問調査員（介護認定調査員）が自宅などを訪ねて、要介護者等の心身の状態について聞き取り調査を行うこと。

【ラ】

○6次産業化（P.32）

農林水産業者がこれまでの原材料供給者としての生産（1 次）だけではなく、加工（2 次）、販売（3 次）まで一体的に取り組んだり、2 次、3 次業者と連携して新商品やサービスを生み出したりすること。1～3 次と掛け合わせることから「6 次」という。消費者のニーズに応じた生産、供給が可能になり、農林水産業者の所得向上、農山漁村の雇用確保、地域の活性化につながるかとされる。

○ローリング方式（P.3）

毎年度修正や補完などを行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐ手法。

総合振興計画では 3 年間の実施計画を毎年度ローリングしている。

【ワ】

○ワーク・ライフ・バランス（P.14）

「仕事と生活の調和」と訳される。誰もが仕事と仕事以外（家庭生活、地域活動、自己啓発など）の活動の両方を、自らが希望するバランスで生活できる状態をいう。

個人のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方の実現を目指す考え方で、この考えは、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会を作り、一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることを目指すもの。

企業にとっては、時間生産性の向上や人材の確保などにつながる側面がある。



第2次四万十町総合振興計画

— 改訂版 —

発行：令和4年3月／高知県四万十町

編集：四万十町企画課 TEL：0880-22-3124

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号